

専門家派遣活用事業助成金取扱要領

1. 助成金の趣旨

より高度な経営や技術等における課題解決のため、事業者の独立行政法人中小企業基盤整備機構又は公益財団法人あいち産業振興機構が実施する専門家派遣事業の活用を支援するものです。

2. 助成対象

対象事業	対象者	要件
独立行政法人中小企業基盤整備機構又は公益財団法人あいち産業振興機構が実施する専門家派遣事業の活用	事業者	1 市税を完納していること。(住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること。)

- ※ 事業者とは、会社法上の会社及び営利を目的とし税務署長に届出のある個人事業主をいう。
- ※ 国・県等の補助金と併用することはできない。

3. 助成内容

助成金の額	限度額
専門家派遣事業における負担額に100分の50を乗じて得た額以内	1の年につき50万円

- ※ 助成金算定額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。
- ※ 年度毎の限度額の累計は、当該年度の交付申請に対する額の合計とする。

4. 申請期限

交付申請期限
専門家派遣事業を行った翌年度の6月

5. 助成金の申請手順及び提出書類

手 続	提 出 書 類	
事業の着手 ↓ 事業の完了 ↓ 助成金の交付申請 ↓ 交付決定通知書受理 ↓ 助成金請求書提出 ↓ 助成金の交付	交付申請時の提出書類	備 考
	助成金交付申請書	【第6号様式】
	事業内容報告書	【市様式】
	市税等調査承諾書	【市様式】※要代表者印
	交付申請時アンケート調査	【市様式】
	個人事業主チェックシート	【市様式】※個人事業主のみ
	契約書の写し	左記がない場合は、請求書などの、事業の投資内容を証する書類の写し
	領収書の写し	左記がない場合は、銀行振込確認書などの、事業の支出を証する書類の写し
	会社概要	
	その他	上記書類以外に必要と認めた場合は、追加書類の提出を求める場合がある。
	助成金請求時の提出書類	備 考
	請求書	【第13号様式】
	助成金交付決定通知書の写し	

6. 備考

この要領は、春日井市商工業振興条例施行規則（昭和 62 年春日井市規則第 19 号）別表第 3（第 5 条関係）に定める専門家派遣活用事業助成金の取扱について必要な事項を定めるものとする。

7. 問い合わせ

春日井市産業部企業活動支援課

電話 0568-85-6247

FAX 0568-84-8731

メール kigyo@city.kasugai.lg.jp